Safer Future ~ 安全な未来へ ~

運輸安全委員会ニュースレタ





Japan Transport Safety Board Newsletter

委員の任命について

平成22年2月21日をもって3年の任期が満了した5名の委員について、国会の同意を得て、 国土交通大臣から新たな任命がなされました。後藤委員長、遠藤委員、首藤委員の3名は再任され、以下のとおり退任した2名の委員に替わり、石川委員、品川委員が任命されました。

新任委員

	役職				氏	名	
委	員	常	勤	石	JII	敏	行
委	員	非常勤		品	JII	敏	昭

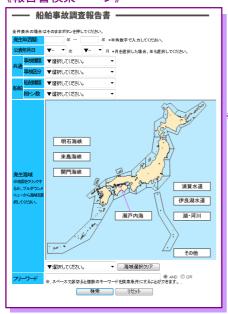
退任委員

	役	職			氏	名	
委	員	常	勤	楠	木	行	雄
委	員	非常	常勤	松	尾重	臣 紀	子

ホームページの一部リニューアル (船舶事故等報告書の検索ページなどを新設しました!)

4月から、委員会のホームページを一部リニューアルし、船舶事故インフォメーションのページに、新たに船舶事故及び船舶インシデント(船舶事故等)報告書の検索ページと船舶事故等の統計ページを設けました。報告書の検索ページでは、事故等種類、船舶種類、発生海域などの項目によって公表された報告書の検索ができ、また統計ページでは、船舶事故等の発生統計情報(事故等種類別・船舶種類別)を閲覧できるようになっています。これらのページを、同種事故の再発防止の一助としてご活用いただければ幸いです。

《報告書検索ページ》

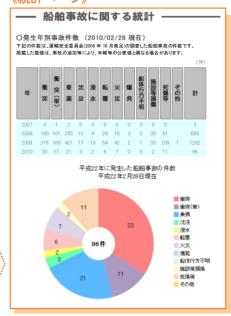


船舶事故等報告書の検 索ページでは、次の項目 による検索が可能です。

- 発生年
- 公表年月
- ・事故等種類
- 事故等区分 (重大/それ以外)
- 船舶種類
- 総トン数
- 発生海域
- ・キーワード

船舶事故等の統計ページでは、委員会発足 (H20.10)以降の統計データを閲覧できます。

《統計ページ》



船舶事故インフォメーション http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/ship/index.html

ヘリコプターが送電線の巡視飛行中に、上部で交差する別の送電線に接触したため、 制御できない操縦状態に陥り墜落した事例

航空

概要: A 社所属ベル式 206L-3 型は、平成 21 年 2 月 10 日 (火)、電力会社の送電線 (送電線 A)巡視のため群馬県沼田市の場外離着陸場を 09 時 38 分ごろ離陸したが、交差している鉄道会社の送電線 (送電線 B) に接触し、9 時 53 分ごろ付近の畑に墜落した。同機には機長ほか 1 名が搭乗していたが、両名とも重傷を負った。同機は大破したが、火災は発生しなかった。

事故の経過

機長と電力会社の巡視員が巡視 飛行の打合せを行った

09時38分ごろ

沼田場外離着陸場を離陸

42 番鉄塔手前で牧場を右に迂回 した後、巡視位置に戻ったが、何 番の鉄塔に戻ったのか確認でき なかった

機長は36番鉄塔を確認した

機長は、送電線 B を発見することはできず、直進を継続

機長は、安全のため飛行速度を 減じたものの、送電線 B を発見 できず、降下を止め上昇を開始

機長は、コース図で上部横断箇所を確認するため機内に視線を移動させ、再び機外に視線を移動させた直後、前方に送電線 Bを発見し回避操作を行った

09 時 53 分ごろ

送電線 B のうち西側の一番下の 電線(電線 C) と接触し、制御でき ない操縦状態に陥り、付近の畑 に墜落



頂部のオレンジ色塗装 35 番鉄塔 34 番鉄塔

主 な 要 因 等

機長は、巡視員へ質問をしなかった

巡視員は、37 番鉄塔に戻ったことを確認していたが機長にそのことを告げなかった

機長はコース図で送電線 B が送電線Aの上を交差する付近(上部横断箇所)の鉄塔が何番か確認

同鉄塔付近で針路を右に変える べきだった

機長は、鉄塔を発見して送電線B の位置を特定することに意識が 及ばなかった

巡視員は、機長への現在地等に 関するアドバイスはできなかっ た

高度獲得が不十分であった



ヘリコプター操縦への注意配分 に加え、上部横断箇所が迫って いるという意識が強まり、送電 線の発見に注意が集中した

巡視員の注意は電線下の伐採すべき樹木に向けられていた

送電線 A に沿って、斜面を下る 方向に飛行していたので、水平 飛行に移行したとしても上昇し ているような感じを受けること が影響



4#

25

支持物番号札

(縦 25cm、横 45cm)

横断表示札

上部横断箇所の鉄塔頂部をオレンジ色に塗装し、当該鉄塔の前後500mの鉄塔に取り付ける。 (1辺の長さ35.5cm)

故 現 場

本事故の発生には、機長と巡視員のコミュニケーションが不十分な状態で、機長が正確な現在地を 把握していなかったにもかかわらず前進を継続したこと及び上部で交差している送電線Bの発見が遅 れたことが関与したものと考えられます。

機長と巡視員の機内でのコミュニケーションについて

A 社の作業基準書には、「巡視員とのコミュニケーションを密にし、障害物の回避操作は発唱によりお互い確認する」と 記述されており、また、電力会社のヘリコプター運航管理マニュアルでは、巡視員も他線路との交差地点あるいは障害物 に接近したとき、機長への注意喚起を行うようになっていました。しかし、機内での意思疎通は以下のような状況でした。



000

38 又は37番鉄塔付近で巡視経路に復帰したとき及び36番鉄塔付近で疑問を感じたとき、鉄塔番号に関する問いかけを巡視員に行っていなかった

-

機長と巡視員のコミュニケーションが不十分な状態

経験から巡視中は障害物や注意箇所に近づくと積極的に発唱、復唱するようにしていたが、今回は 36 番鉄塔付近の伐採すべき樹木の状態等に注意を向けていたため、機長への注意喚起ができなかった



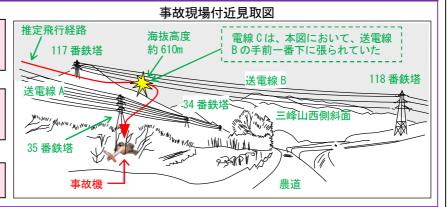


送電線の発見が遅れたことについて

電線 C に接触したときの海抜高 度約 610m より、三峰山西側斜面 の標高の方が高い

同機は下り斜面において、冬期 の落葉した三峰山西側斜面を正 面に見つつ飛行していた

暗色の背景の中に送電線の色が 溶け込んだ



送電線の飛び越えについて

本報告書では、送電線の飛び越えについて、機長が36番鉄塔付近で左右を確認してこれから飛び越えようとする送電線の鉄塔を発見し巡視経路から離れてその上を飛行していれば、安全間隔を確実にとることができ、送電線に接触することはなかったものと推定しています。

これらを踏まえ、当委員会は、同種事故の再発防止のため、以下のことを指摘しています。

同種事故の再発防止に向けて

送電線巡視は、山地などの標高が高く気流の乱れやすい地域等において、巡視対象である送電線も含めた 各種障害物に近いところを、低高度・低速度で飛行する必要があり、通常の飛行に比べると難易度の高い作業であると考えられる。

気象条件等にもよるが、巡視位置を維持しながら機体の動揺を抑えて巡視を容易にしようとすると、機長の操縦への負担が大きくなり、航法のための注意配分が低下する可能性は否定できない。一方、現在位置を常に正確に把握することは、上部横断箇所やその他の危険箇所の安全な通過には不可欠な条件である。

本事故は、機長が正確な現在位置を把握できなくなったことが発端となっている。機長と巡視員は、A 社の作業基準書及び電力会社のマニュアルにあるように互いに積極的に意思疎通を行い、安全な飛行ができるよう協力しあう必要がある。

また、本事故は同機が送電線の上部を飛び越えようとしたため発生したが、送電線を飛び越える際には、A 社の作業基準書や航空機製造会社の文書にあるように、鉄塔の上を飛行すべきである。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成22年1月29日公表)

http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/download/pdf/AA10-1-1-JA6055.pdf

事故防止分析官の

ひとこと

送電線巡視飛行においては、操縦士と巡視員が連携して飛行の安全確保 に努めることが、事故の再発防止に有効であると考えられます。

このため、マニュアルに定められた行動が確実に実施できるよう、操縦 士と巡視員の意思疎通がスムーズに行える環境を整えることが重要です。

夜間、境港の航路を東進中の漁船と、西進中の水産練習船が衝突して、

船舶

水産練習船が沈没した事例

概要:漁船A船は、船長ほか4人が乗り組み、鳥取県境港市境漁港を出港し、漁場に向かう目的で、島根半島と境港市とに挟まれた境港の航路を東進中、水産練習船B船は、船長ほか9人が乗り組み、指導教官2人及び実習生13人を乗せ、境漁港に入港する目的で、同航路を西進中、平成20年10月8日18時57分ごろ、境港防波堤付近において両船が衝突した。B船は、右舷中央部外板に破口を生じて沈没し、乗船者全員がA船に救助されたが、実習生及び乗組員各1人が軽傷を負った。A船には、球状船首に破口等が生じたが、死傷者はいなかった。

主な要因等(A 船)

事故の経過(A 船及びB船)

主な要因等(B 船)

港則法に基づく航法

本事故が発生した境港は港則法が適用される。港則法に基づく航法は、次のとおりである。

- ①航路を航行しなければならなかった【法第12条】
- ②お互いが反対方向から接近し、航路内において行き会う状況にあり、両船とも航路の中央線よりも右側を航行しなければならなかった【法第14条第3項】
- ③両船が境港防波堤入口付近で出会うおそれがある状況にあり、B船は、防波堤の外でA船の進路を避けなければならなかった【法第15条】

A船主要目等

総トン数: 222 トン

 $L \times B \times D: 47.32m \times 7.60m \times 3.60m$

乗 組 員:5人

- ・A 船は、A 社が所有するまき網漁業 に従事する運搬船で、連日、漁獲物 を積み込んで境漁港への運搬に当 たっていた
- ・A 船には、事故当時、船長及び機関 長のほか甲板員 3 人が乗り組んで いたが、法定職員としては、一等航 海士及び一等機関士を乗り組ませ る必要があった

A船は、B船に気付かないまま航行

船長Aは、レーダー及び目視による 適切な見張りを行わなかった

船長Aは、長年の出入港経験から、 夜間に境漁港に入港してくる他船は いないものと思い込んだ

船長Aは、過度にアルコールを摂取 した影響により、操船中の視覚、集中力、注意力などが低下した

出港前、A 船乗組員は、夕食の際に 飲酒していた

A 船では、食事どきの晩酌が常態化 していた

A 船では、法の遵守や安全運航に対する認識が薄れていた

船員法に基づく航海当直基準では、 当直をすべき職務を有する者が、酒 気を帯びていないことが求められて いる

16時00分ごろ

(B船)船橋当直の体制が2人から船 長Bの単独当直となる

18時40分ごろ

(A 船)船長 A が単独で操船に当たり、境漁港の船だまりを出港

18時51分ごろ

(A船) 境港境水道第4号灯浮標を船首左方に見る約069°の針路とし、約12.0 ノット(kn)の全速力で東進

(A 船) 航路の右側を航行

18時53分30秒ごろ

(A船)境港境水道第2号灯浮標を船首 左方に見る約076°の針路で東進

18時54分ごろ

(B船) 航路に入り、約269.5°の針路、約11.2knの速力で西進

(B 船) 航路の左側を航行

18時55分10秒ごろ

(B 船)A 船のレーダー映像を船首左 方に見る

18 時 55 分 30 秒ごろ

(A船)境港防波堤におおむね平行する約084.5°の針路で東進

18時56分20秒ごろ

(B船)約8.9knの速力に減速

18時56分40秒ごろ

(B 船)約 264.5° に変針したとき、 正船首方に A 船の両舷灯を視認

18時56分50秒ごろ

(**B 船**)左舵約 35° をとって左転を 開始

18 時 57 分前

(A 船) 左舷船首至近に B 船を視認し、クラッチを中立とする

次ページへ

B船主要目等

総トン数: 196トン

L × B × D: 41.00m×7.40m×3.20m 乗組員等: 乗組員10人のほか、 実習牛など15人

- ・B 船は、B 県が所有する水産練習船 で、B 校及び C 校の生徒を対象に漁 業実習や航海実習を行っていた
- •10月5日、乗組員間のトラブルに より二等航海士が下船した
- ・10月8日06時30分ごろ、操業を 終え、境漁港に向かった

船長Bは、境港第2号灯浮標との距離を目測しただけで、航路の右側を航行していると思い込んだ

船長Bは、レーダーで船位を確認せず、また境港指向灯を利用する針路 法をとらなかった

B船は、左転して、A船に向け航行

船長 B は、A 船が出航する船舶であること及び境港防波堤の入口付近でA 船と出会うおそれがあることに気付かなかった

船長Bは、レーダー及び目視による 適切な見張りを行わなかった

船長Bは、右舷標識の船首目標に注 目したり、着岸岸壁への進入時期や 照明の点灯など着岸方法に注意を奪 われた

船長Bは、緊張感が高まっていた

- ・船長 B は、夜間入港の経験がほと んどなかった
- ・船長Bは、いつもの右舷着けでは なく左舷着けに着岸方法を変えた
- ・船長 B は、通常、入港時に操舵を 担当していた二等航海士がおら ず、単独の操船となった



18時57分ごろ

前ページから

A 船の船首部とB 船の右舷中央部と が衝突

(B船)衝突の衝撃により、漁ろう機器にぶつかるなどして実習生及び乗組員各1人が打撲を負った

(B船) その後、救命いかだによる退船措置が迅速にとられ、乗船者全員が A船に救助された

訓練を毎年4回以上実施してきたこ との成果が現れた

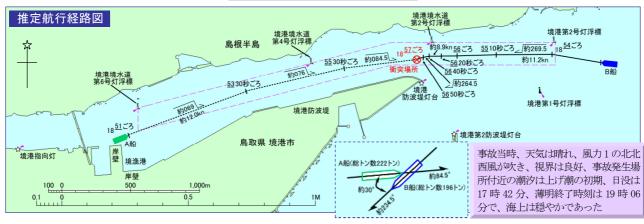
19時31分ごろ

(B船)衝突時に生じた破口箇所からの浸水により、浮力を喪失して沈没





B 船破口箇所(機関監視室)損傷状況



出入港配置の状況等に関する解析

本事故は、夜間、境港の防波堤入口付近の航路において、A船が東進中、B船が西進中、両船の船長が、適切な見張りを行っていなかったことから、A船がB船に気付かず、またB船が左転してA船に向けて航行したため、発生したものと考えられます。

報告書では、両船の出入港配置の状況などの解析から、両船が利用可能な人材及び設備を活用した適切な見張りを行わなかったとし、BRM(Bridge Resource Management) ※等の考え方を実践するよう求めています。

※「BRM(Bridge Resource Management)」とは、船舶の安全運航のため、乗組員・設備・情報など、船橋(ブリッジ)において利用可能なあらゆる 資源(リソース)を有効に活用(マネージメント)することをいう。なお、欧米では船橋を対象とした BRM から、船舶全体を対象とした Ship Resource Management、陸上オフィスとの連携も視野に入れた Corporation Resource Management への転換が提案されている。

A 船出港配置

出港時、船首に 2 人の乗組員を配置していたが、船首配置の乗組員は係留索などの片付けを終えて船内に入っており、船首見張りを維持させる体制になかった

レーダーによる適切な見張りを 行わなかった



両船とも利用可能な人材及び設備が 有効に活用されていなかった!



船舶の安全運航を確保するためにも、船内において利用可能なあらゆる資源を有効に活用するというBRM等の考え方を理解して実践することが、船舶の操船に従事する者に求められる

B船入港配置

入港時、船首に3人の乗組員を配置していたが、船首配置の乗組員は上甲板などで待機しており、船首見張りを維持する体制になかった

レーダーで、船位を確認すること も、また、A船の動向を確認する こともしなかった



通常、入港時には、船長 B が操船指

揮をとり、二等航海士が操舵を担当

また、B 船においては ...

船長Bは、二等航海士の替わりの者 を昇橋させなかった

していた

船長Bのリーダーシップが欠如していた

船長Bは、乗組員への遠慮があった

事故当時、二等航海士が下船しており、船長Bが単独で操船に当たった

船内のチームワークが欠如していた

乗組員から、操舵を担当するという 申し出はなかった 乗組員の中には、二等航海士の替わりが必要と判断した者もいた

安全管理等に関する解析

本事故において、A 船は法定職員が乗り組まず、船長 A は飲酒後に操船していました。報告書では、これらに関して A 社の配乗管理及び安全管理が十分でなかったと指摘し、また B 船においても、運航管理が十分でなかったとしています。

A 船における安全管理等

A 船は、法定職員が乗り組んでいな かった

A 社及び船長 A の配乗管理が十分でなかった

A 社及び船長 A の関連法令に関する 理解が足りなかった A 社及び船長 A は、関係法令への理解を深めて適正な配乗措置を維持することが望まれる

いつなんどきでも酒気帯び運航とならないよう、A 社の安全管理の徹底及び乗組員の厳しい自己管理が望まれる

A船は、酒気帯び運航となっていた

A社の安全管理が十分でなかった

A社では、A船の船内飲酒の常態化を 把握しておらず、また、A船におい て本事故の半年ほど前に起きた飲酒 の影響と思われる事故(乗揚)に対す る注意が徹底されていなかった

平成18年に国土交通省海事局から、飲酒対策についての通達が、大日本水産会を通じて、漁業者団体に発出されていた

A 船の地元漁業協同組合の担当者によれば、同通 達を見たという記憶はないとのことであった 通達の周知が 十分でなかった

B船における運航管理

B 船の運航管理は、船舶所有者であるB県が行うこととなっていた

B 校は、二等航海士を下船させ、その際、近場の漁場に変更するよう指示し、船橋当直の体制を2人体制として維持するよう指導していた

しかし、B 船の運航管理は、実質的 にはB 校が担っていた

B船の運航管理は、B県とB校との責任と権限が不明確な状態で、連携も十分でなかった

B 船はすでに解撤されたが、B 県は 大型練習船を所有し、今後も同練習 船を使用してB校及びC校の生徒の 乗船実習を継続することから、B 県 は、運航管理におけるB 校及びC校 とB 県との連携を含め、責任と権限 の明確化の検討が望まれる

再発防止に向けて

当委員会は、同種事故の再発防止の観点から、以下のとおり所見を示しました。

所見

1 本事故は、境港の防波堤入口付近の航路において、東進中のA船と西進中のB船とが衝突し、B船が沈没してB船の乗船者25人が救命いかだで漂流したものであり、両船とも適切な見張りを行っていなかったことが原因と考えられる。また、A船においては、酒気を帯びた状態で出航操船が行われたこと、入航中のB船においては、出航中のA船と防波堤の入口付近で出会うおそれがあることに気付かず、防波堤の外でA船の進路を避けなかったことが、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。

したがって、船舶の操船に従事する者においては、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りを行うとともに、船内において利用可能なあらゆる資源を有効に活用するというBRM等の考え方を理解して実践し、船員法や港則法など海事法規を遵守して安全運航に専念すべきである。

一方、船舶を管理監督する者においては、船舶の操船に従事する者に対し、体調を万全にしたうえでの 安全運航に関する教育や指導の強化を図ることが望まれる。

2 航海当直基準では、航海当直をすべき職務を有する者が適切に業務を遂行することができる状態とする ために、酒気を帯びていないことが規定され、また、飲酒対策についての通達が発出されていたが、一部 の漁業関係者には周知徹底されていなかった。A 船において本事故以前に飲酒の影響による居眠りで乗り 揚げたと思われる事故が起こっていたにもかかわらず、本事故においては、アルコールを摂取して操船に 当たったことが原因となったこと、さらに、船内飲酒が常態化している現状が推認された。

以上のことから、酒気帯び状態での当直の禁止について、引き続き関係行政機関及び漁業者団体は、周 知徹底を図っていくことが望まれる。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成22年1月29日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/report/MA2010-1-1_2008tk0005.pdf

事故防止分析官の

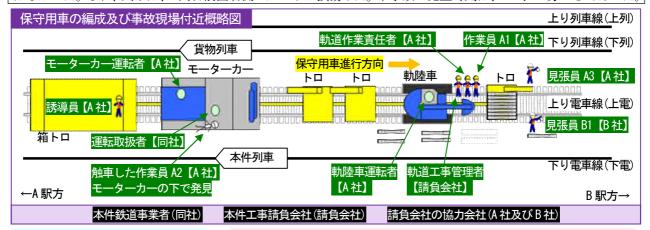
B船では、救命いかだの訓練を年4回以上実施していました。このことが、退船の際、救命いかだの指揮者である船長が事故通報の対応に追われ指揮をとれない中で、他の乗組員らが柔軟に対応し、迅速な退船につながりました。

非常時のための各種操練(訓練)は、基本的動作の習得に加え、様々な状況を想定して行うことが大切です。

鉄道

保守用車を使用する線路閉鎖工事において、隣接する線路を走行する列車が作業員に衝突した事例

概要:平成21年2月20日、本件下り列車の運転士は、速度約95km/hで力行運転中、隣接線で夜間作業に使用 している保守用車付近から、下り電車線に作業員が立ち入るのを認めたため、直ちに非常ブレーキを使用したが 間に合わず衝突し、作業員は死亡した。この列車には、乗客約150名及び乗務員2名が乗車していたが、負傷者 はなかった。なお、列車は、1両目前面右側スカートが損傷した。本事故の発生時刻は、01時25分ごろであった。



故の経過 事

H21, 2, 12

軌道工事管理者は同社管理室所 属の監督者と記載ミスのある「事 故防止・施工打合せ票」に基づき 本件作業 ※1の打合せを行った

H21, 2, 19 午前中

軌道工事管理者は、別工事に携わ るA社社員から本件作業区間に置 いてある照明器具の回収依頼を 受け、作業工程を変更したが、線 路閉鎖工事の時間には変更がな いので、監督者との再打合せは不 要と判断

H21. 2. 19 16 時 50 分ごろ

運転取扱者は軌道工事管理者か ら作業工程の変更について聞く

H21. 2.19 17時00分過ぎ

運転取扱者は監督者から作業内 容の引継ぎを受けた

H21. 2. 20 01 時 02 分ごろ

下電及び下列とも線路閉鎖工事 の着手承認前から作業開始

H21.2.20 01 時 20 分ごろ

事故現場に到着し、下列に列車 見張員 A3、下電に列車見張員 B1 を配置し作業開始

H21. 2. 20 01 時 24 分ごろ

本件列車が B 駅を定刻より 6 分 遅れて出発

H21. 2. 20 01 時 25 分ごろ

本件列車が遅れたことにより、 事故現場では貨物列車と並走状 態となり、先行する貨物列車が 下列を通過中、本件列車運転士 は下り電車線に作業員が立ち入 るのを認め非常ブレーキを使用 したが間に合わず衝突

主 な 要 因 等

監督者は、「事故防止・施工打合 せ票」の詳細な内容の確認を行 わなかったため、軌陸車運転者 氏名の未記入、実施期日等の記 載ミスに気付かなかった

申請した作業区間及び保守用車 が走行する上電の線路閉鎖工事 の時間には変更がなかった

同社管理室の職場環境(作業の 変更等を言いづらい雰囲気)

軌道工事管理者から変更を聞 いた時点では作業内容の詳細 を把握していなかった

書類を受領した際の引継ぎが 簡単なものであった

P8「線路閉鎖工事の 開始時機について」参照

P8「列車見張員の 配置について」参照

※1 本件作業について

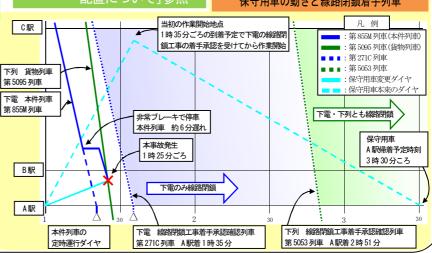
C駅付近から A駅付近の間で、 保守用車使用の線路閉鎖工事によ り下電と上電の間に置いてあるま くら木 77 本を回収する作業。

その回収方法は、軌陸車運転者 が保守用車に連結されている軌陸 車のアームを操縦し、まくら木を トロに積み込み、作業員は積み込 んだまくら木が落ちないよう措置 する作業であった。

各線路の線路閉鎖内容

称石	↑电	上电	トタリ	
申請	線路閉鎖工事	保守用車使用	線路閉鎖工事	
申請者	運転取扱者	軌道工事管理者	運転取扱者	
施行	建築限界	発生PC	建築限界	
目的	一時支障	まくら木運搬	一時支障	
施行	C駅 (9k808m)	C駅 (9k846m)	C駅 (9k808m)	
	~	~	~	
区間	A駅(22k498m)	A駅 (22k439m)	A駅(21k720m)	
	2710列車	538C列車	5053列車	
列車	(1時36分)	(0時02分)	(2時52分)	
間合い	~	~	~	
	501C列車	回506C列車	5081列車	
	(5時20分)	(4時43分)	(4時35分)	

保守用車の動きと線路閉鎖着手列車



線路閉鎖工事の開始時機及び列車見張員配置に関する分析

本件作業では、下電及び下列ともに線路閉鎖工事着手の承認を受ける前から作業を行っていました。このため、隣接する下り電車線及び下り列車線の両線を列車が走行して来るという、作業開始条件が整わない状態で作業が行われていました。

線路閉鎖工事の開始時機について

線路閉鎖工事は着手承認を受けた後に、初めて作業が開始できる工事であり、本件作業は、<u>運転取扱者が隣接線</u>の線路閉鎖工事の着手承認を受けた旨を軌道工事管理者に伝えた後に作業を開始するのが本来のルールである。

また、同社は、隣接線の線路閉鎖による列車間合いの確保が困難な場合は、「やむを得ない措置」※2により作業が行える場合であっても、<u>隣接線2線のうちいずれか1線の線路閉鎖工事の着手承認を受けなければ作業を開始してはならない</u>としている。 **But**

同社は、運転取扱者に、隣接線の保安体制について 軌道工事管理者に指示する立場であることを十分に 周知していなかったことから、運転取扱者は<u>そのよ</u> うな認識をもたなかった

軌道工事管理者は、線路閉鎖工事の着手承認を受けていない下電側及び下列側に各1名の列車見張員を配置し作業を開始したので、作業開始の条件について誤って理解していた可能性がある

同社が同社社員及び工事請負会社に対して、本件作業のような移動を伴う線路閉鎖工事において、業務内容及び作業開始条件が整うことの重要性を十分に理解させていなかったことによる可能性が考えられる

※2「やむを得ない措置」

社内規定により、以下の5項目の措置を満たせば、隣接線の線路閉鎖による列車間合いの確保が困難な場合であっても作業を行えることとしている。

- ①列車見通し距離 1,100m 以上、列車防護距離 600m 以上を確保できるよう列車見張員を配置
- ②当該線及び隣接線の間に建築限界が確認できるよう柵等を設置
- ③列車接近時、バックホウ又は軌陸両用車の工事を停止
- ④バックホウ又は軌陸両用車に隣接線支障警報装置を装備
- ⑤バックホウ又は軌陸両用車に隣接線支障防止装置(P9 ※3 参照)を装備

事故現場付近からのB駅方見通し状況

また、軌陸車を使用する本件作業においては、列車の見張員の配置は、本来、同社の'軌陸車と列車との衝突防止対策'(衝突防止対策)に定められた列車見通し距離に基づくべきでしたが、作業工程変更後、軌道工事管理者は、同社の'作業員の触車防止対策'(触車防止対策)に定められた列車見通し距離に基づく見張り配置でも作業は可能と判断し、同距離に基づく見張り員を配置していました。

列車見張員の配置について

衝突防止対策に定められた列車見通し距離

隣接線の列車見通し距離 1,100m 以上、列車防護距離 600m 以上・

触車防止対策に定められた列車見通し距離

支障するおそれのある隣接線は列車見通し距離 500m 以上

作業工程変更前(計画)

【作業工程】

いったん C 駅付近まで行き、まくら木を回収しながら A 駅に戻る計画。1時35分ごろ作業開始の予定 【線路閉鎖】

下電については線路閉鎖工事の着手承認を受けてから、また下列については線路閉鎖工事着手承認前のため、「やむを得ない措置」により作業開始予定



本件作業は移動を伴う作業であり、列車見張員2名では、全ての作業現場において列車見通し距離1,100m以上、列車防護距離600m以上が確保できるとは限らないことから、見張り体制は必ずしも十分なものとは言えなかった

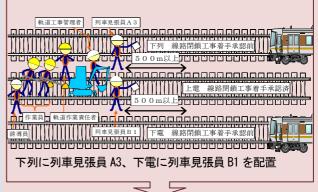
作業工程変更後(実際)

【作業工程】

A駅方からの作業を行うこととなり、最初の作業現場には1時2分ごろに到着し作業を開始

【線路閉鎖】

下電及び下列両線とも線路閉鎖工事着手承認前から作業を行うこととなる



軌陸車を使用するためには、衝突防止対策のために設定された 1,100m 以上の列車見通し距離を確保できるよう列車見張員の配置が必要であったが、確保していた見通し距離は500m 以上であった

安全管理体制に関する分析

本件作業では、工事従事者は決められた規則を守らず適切さを欠く以下のような行動が認められました。

- (1) 本件作業に関する打合せにおいて、「事故防止・施工打合せ票」の 詳細な内容の確認を行わなかったこと
- (2) 作業工程を変更したにもかかわらず再打合せを行わなかったこと
- (3) 隣接する下電及び下列の線路閉鎖工事の着手承認前から作業を開始したこと
- (4) 軌陸車を使用する作業にもかかわらず、触車防止対策のために設 定された列車見通し距離による見張り配置で作業を行ったこと

また、本事故の背後要因として考えられることとしては同社の 社内規定等から逸脱した以下のような作業が行われている事実が 認められました。

- (5) 立会者不在での保守用車の構内シミュレーション
- (6) 軌道作業責任者、誘導員、運転取扱者不在での作業開始前の点呼
- (7) 軌道工事管理者不在での軌陸車の載線・連結作業
- (8) 誘導員不在での軌陸車の操縦
- (9) 軌陸車に装備されている隣接線支障防止装置「切」としての操縦
- (10) 軌道工事管理者の作業時の不適正な監視位置
- (11) 安全ロープの省略

本件作業に携わった工事従事者が、運転取扱者を除けばみな作

業経験が豊富で初めて携わる作業ではないことから、慣れにより知らず知らずのうちにこれらの行為が危険であるという認識が薄れていった可能性があると考えられます。

これらの適切さを欠く行動の中には再三繰り返し行われていたと考えられるものもあり、同社社員及び工事従事者を指導・監督する立場にある同社が、このような状況を見落としていたこと、さらに保安体制における運転取扱者の位置づけを明確にしていなかったことは、線路閉鎖工事を行うにあたっての同社の安全管理体制が形骸化し適切に機能していなかったものと考えられます。

再発防止のための具体的対策

当委員会は、同種事故再発防止の観点から、以下のとおり所見を示しました。

所 見

本事故は、人命の安全に万全を期して臨むべき作業に際し、作業開始条件が整わない状態で作業が行われたことにより発生したものと推定され、その背後には作業全般にわたり多くの問題点があったものと考えられる。このため同社は、同種の事故の再発防止を図るため、線路閉鎖工事の実態を十分に把握して、作業における問題点等を洗い出し、工事従事者全体が社内規定等を理解したうえで作業グループとして安全で的確な作業が行えるよう、安全管理体制を根本的に立て直すことが必要である。

さらに、これを行うにあたり、以下の(1)から(5)について留意することが必要である。

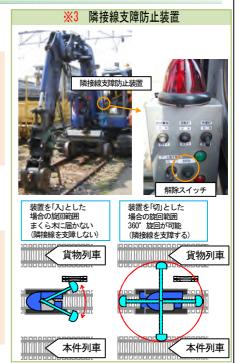
- (1) 作業内容に変更が生じた場合は、内容の軽重を整理して重要なものについては監督者に報告すべきで あることを軌道工事管理者に認識させるとともに、同社管理室においては、現場の声を反映させる等報 告しやすい環境を整えること。
- (2) 監督者から運転取扱者 (線路閉鎖工事監督者) への引継ぎの重要性を再認識させるとともに、監督者 と軌道工事管理者で行った打合せ内容を線路閉鎖工事監督者に確実に引き継ぐことを徹底すること。
- (3) 線路閉鎖工事の業務内容に応じ、同社社員及び工事請負会社並びに作業関係者に作業条件が整うまで作業を開始しないよう周知徹底すること。
- (4) それぞれの作業にかなうような見張管理図の使用方法について教育訓練を行い、理解させること。
- (5) 待避後の作業を行うにあたり、作業再開の指示があるまでは絶対に線路内に立ち入らないよう作業員 に周知徹底すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成22年2月26日公表)

http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/railway/report/RA10-1-1.pdf

事故防止分析官の

線路閉鎖工事は、適正に実施しなければ、工事従事者だけでなく、隣接する線路を走行する列車の乗客の安全にもかかわります。工事従事者はそのことをよく理解し、規定等を遵守した安全で的確な作業を行い、また、鉄道事業者は規定等が形骸化しないよう、工事従事者の教育を徹底するなど、安全管理体制を維持していく必要があります。



事故等調査報告書の公表 [H21.12.1-H22.2.28]

航空

航空事故インフォメーション http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/new/index.html

■ 航空事故

公表日	発生年月日	発生場所	型式	運航者	備考
H22.1.29	H21.2.10	群馬県利根郡みなかみ町	ベル式206L-3型	新日本ヘリコプター(株)	
H22.2.26	H20.12.9	大阪国際空港付近の上空	ダグラス式DC−9−81型	(株)日本航空インターナショナル	

■ 航空重大インシデント

公表日	発生年月日	発生場所	型式	運航者	備考
H22.1.29	H20.9.21	成田国際空港付近の上空	ボーイング式747-337型	エアー・インテ・ィア	
H22.1.29	H21.1.27	長崎空港付近の上空	セスナ式172P型 三菱シコルスキー式SH-60K型	個人 海上自衛隊	
H22.1.29	H21.5.26	福岡県大牟田市付近上空	セスナ式172P型	エス・ジー・シー佐賀航空㈱	
H22.2.26	H20.8.12	大阪国際空港	ボンバルディア式DHC-8-402型	日本エアコミューター(株)	

■ 航空事故経過報告

公表日	発生年月日	発生場所	型式	運航者	備考
H22.2.26	H20.12.1	沖縄県宮古島東北東海上	ベル式412型	海上保安庁	

鉄道

鉄道事故インフォメーション http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/railway/index.html

■ 鉄道事故

公表日	発生年月日	事業者	線区	種類	備考
H22.2.26	H21.2.20	西日本旅客鉄道㈱	山陽線	鉄道人身障害事故	所見
H22.2.26	H21.2.27	近畿日本鉄道㈱	大阪線	列車脱線事故	

■ 鉄道重大インシデント

公表日	発生年月日	事業者	線区	種類	備考
H21.12.18	H20.11.25	九州旅客鉄道㈱	日豊線	車両障害	

船舶

船舶事故インフォメーション http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/ship/index.html

■ 船舶事故等のうち重大なもの

公衣口	完生午月口 単の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		光 生场川	1佣-/5	
	H20.9.21	遊漁船第七浩洋丸沈没	新潟県佐渡島東方沖	所見	
H21.12.18	発航前の検査	に対し、遊漁船利用者の安全の確保の見地から、遊	地から、遊漁船業の健全な発達を図るため、安全意識、 い及び遊漁客に対する保険加入の周知徹底の事項に		
H22.1.29	H20.10.8	漁船第二十二事代丸水産練習船わかしまね衝突	鳥取県境港	所見	

■ 船舶事故経過報告

公表日	発生年月日	事故名	発生場所	備考
H21.12.18		自動車運搬船PYXIS火災	宮城県金華山沖	

事故・重大インシデント調査情報 [H21.12.1-H22.2.28]

(運輸安全委員会で新たに調査に着手した事故等)

	能力	分 2 当	船舶		
単位 : 件	加呈		東京	地 方	
事故	0	4	2	251	
重大インシデント	0	3	0	25	

東京では満開の桜の下、新年度のスタートとなりました。

我が分析チームでも人事異動があり、ニュース レターもバージョンアップ?

・・・どうぞご期待ください。(T.W)

ご意見お待ちしております

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 国土交通省 運輸安全委員会事務局

担当:参事官付 事故防止分析官

TEL 03-5253-8111(内線 54238) FAX 03-5253-1680 URL http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html e-mail jtsb_analysis@mlit.go.jp